

猪名川町北部地域医療のあり方検討委員会設置要綱

令和 5 年 3 月 2 0 日

要 綱 第 1 3 号

令和 5 年 6 月 2 0 日改正（要綱第 5 7 号）

（設置）

第 1 条 猪名川町北部地域の医療体制について広く意見を聴取するため、猪名川町北部地域医療のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 本町北部地域医療体制の現状及び将来見通しの課題整理に関すること。
- (2) 本町における持続可能な北部地域の医療体制に関すること。
- (3) その他町北部地域の医療のあり方に関して町長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健福祉関係者
- (3) 関係行政機関
- (4) 住民
- (5) その他町長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 検討委員会には委員長及び副委員長各 1 人を置き委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により会議を非公開とすることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見は又は説明を求めることができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関等に属する者で、委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(傍聴人)

第8条 傍聴人とは、検討委員会の許可を得て会議を傍聴する者をいう。

(傍聴の申出等)

第9条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開催予定時刻までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 前号に掲げる者のほか傍聴に必要でない物品類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 係員の指示に従わない者
- (5) その他会議において傍聴させることが適当でないとする者

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻をするなど、示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙その他不体裁な行為をしないこと。
- (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音等これらに類する行為をしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (6) その他、会議の秩序を乱し、又は会議を妨げとなるような行為はしないこと。

(傍聴者等の制限)

第12条 会議は、会議室等の整理又は協議等のために必要があるときは、傍聴をしようとする者を制限することができる。

- 2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を定めるものとする。

(退場命令等)

第13条 会議は、傍聴人が、この要領に違反したとき若しくは周囲の状況により違反するおそれがあるときは、傍聴人に対し注意を促し、なお改めず会議の命令等又は係員の指示に従わなかったときは、退場を命じることができる。

- 2 傍聴人は、退場を命じられたときは、すみやかに退場しなければならない。
- 3 第1項の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴することができない。

(庶務)

第14条 検討委員会の庶務は、生活部住民課において処理する。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。